

作物残留及び水質汚濁に係わる農薬の登録保留基準の設定等に関する答申



中央環境審議会は平成 15 年 2 月 13 日付けで環境大臣からの諮問を受けた農薬取締法に基づく作物残留および水質汚濁に係る農薬保留基準値の設定について、土壤農薬部会の審議を経て、3 月 26 日に 10 農薬の基準値の設定または改正を内容とする答申を行いました。環境省としては、この答申を受けて 4 月中をめどに必要な告示の改正を行い、登録保留基準値の設定又は改正を行う予定です。

今回の基準値を設定又は改正する 10 農薬は以下のようになっています。

作物残留にかかわる登録保留基準

・基準値を新たに設定するもの

チアジニル・プロヒドロジャスモン

・適用作物の拡大等に関する基準値を変更又は追加するもの

4-クロルフェノキシ酢酸・ジチアノン・ホスチアゼート

テブコナゾール・カズサホス・メトキシフェノジド

トルフェンピラド・クロチアニジン

水質汚濁に係る登録保留基準

・基準を新たに設定するもの

チアジニル

資料:環境省ホームページ 報道発表資料

分離分析課 金子圭介

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

